入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年６月22日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　野口　英正
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）長浜ＩＣ～木之本ＩＣ間（上り線）橋梁補修工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）滋賀県長浜市口分田町（長浜ＩＣ）
至）滋賀県長浜市木之本町（木之本ＩＣ）
⑷　工事内容　本工事は、北陸自動車道の長浜ＩＣ～木之本ＩＣ間（上り線）の10橋において、壁高欄設置、伸縮装置取替等を行う工事である。
⑸　工事概算数量
壁高欄設置工　約0.9㎞
伸縮装置取替工　19基
構造物詳細設計　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から630日間
ただし、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）による社会情勢を踏まえ、契約期間内に情勢変化があった場合は、工期の延長等を協議できるものとする。
⑺　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。基本契約に含まれる工事概要は下記のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。
①　基本契約名
北陸自動車道(特定更新等)米原ＪＣＴ～木之本ＩＣ間橋梁補修工事
②　基本契約対象工事の工事場所
自）滋賀県米原市三吉（米原ＪＣＴ）
至）滋賀県長浜市木之本町（木之本ＩＣ）
③　基本契約対象工事の工事内容　本工事は、北陸自動車道の米原ＪＣＴ～木之本ＩＣ間の39橋において、壁高欄設置、伸縮装置取替等を行う工事である。
④　基本契約対象工事の概算数量
壁高欄設置工　約3.0㎞
伸縮装置取替工　67基
構造物詳細設計　１式
⑤　基本契約の有効期間
契約締結日の翌日から1,680日間
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者(いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。
⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する代表者の場合
求める実績
ＲＣ又はＰＣ橋で下記１)、２）のいずれかの工事の施工実績を有すること
１）中空床版橋を施工した工事
２）版桁橋を施工した工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者以外の場合
求める実績
橋梁の現場打ちコンクリート床版を施工した工事　求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。